平成２６年（フ）第２７５３号
大阪市中央区瓦屋町２丁目３番18号　高津ロイヤルハイツ401、事業所所在地大阪府東大阪市柏田西２－６－20　三星モールド内
債務者　江口信浩こと　金　　信浩
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６７号
大阪市住吉区我孫子１丁目２番21号浅井コーポ403号、前住所大阪市北区本庄東３丁目６番28号
債務者　武内　美香
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７８号
大阪市住之江区浜口東２丁目９番18号トモエハイツ２　３Ｂ
債務者　杉浦　敬二
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９６号
大阪市東成区大今里南１丁目11番２号コーポ今里402号
債務者　安田明人こと　安　　明人
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１２６号
大阪府吹田市上山手町30番６―203号
債務者　市田　　洋
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０７号
大阪府枚方市牧野阪１丁目９番21号
債務者　泉　　美加
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２３８号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番31号
債務者　髙井　君香
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４５号
大阪府枚方市宮之阪１丁目23番12―302号、前住所大阪府交野市私部西２丁目10番８号
債務者　根岸　規子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４８号
大阪府豊中市岡町北３丁目５番３―201号
債務者　三木　智弘
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２５１号
大阪府豊中市豊南町西３丁目９番19―102号
債務者　関澤　道代
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷丙15番地
債務者　森田久美子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第６５０号
埼玉県加須市北下新井186番地15
債務者　近江　大輔
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６７８号
埼玉県川口市芝高木１丁目３番16号
債務者　宮野　訓江
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６８７号
埼玉県蓮田市大字川島781番地９
債務者　齊藤　孝二
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６９８号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番２―412号
債務者　阿部　和敏
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０２号
埼玉県加須市旗井1345番地２
債務者　柿沼　利江
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
埼玉県熊谷市東別府596番地４
債務者　金城　菊枝
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４０号
千葉県成田市名木817番地
債務者　椎名富士夫
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部